第18回 100条調査特別委員会													
日 時 令和5年3月22日(水)									午後	6時05分			開会
										6時	4 0	分	閉会
出席委員	委員長		丹	尾	廣	樹		副委員長	帰	山	明	朗	
	菅原	義	信										
	木村	愛	子										
	奥村	義	則										
	江端	-	高										
	林下	豊	彦										
欠席委員	_												
オブザーバー	議長	石	Ш		修								
	副議長	佐	々木	_	·弥								
事務局職員	議会事務局長 九島 隆												
	議会事	事務 居	3 次。	툱	熊	野	正	章					
	議会事	⋾務 扂	多多	事	高	橋	藤	憲					
	議会事	務局次	【長補· 	佐 	宮	澤	泰	徳					

開会 午後6時05分

○委員長(丹尾廣樹君) ただいまから第18回100条調査特別委員会を開会いたします。 さて、本日も報道機関および一般の方から傍聴の申出があります。鯖江市議会委員会 条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 御異議ないとのことで、入室を許可することにいたします。 なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づ き入室は認められております。

では、傍聴人の入室をお願いいたします。

(報道機関、傍聴人入室)

○委員長(丹尾廣樹君) 100条調査特別委員会開催時の報道機関による撮影および録音に つきましては、委員会の判断に委ねられており、今回も報道機関から事前にカメラ撮影 および録音の申出がありました。

本日は、証人喚問はなく、証人に意見を求める必要がないので、報道機関による撮影 および録音につきましては、許可することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(丹尾廣樹君) 御異議なしとのことで、報道機関による撮影および録音につきましては、許可することといたします。

なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっております ので、よろしくお願いいたします。

また、同規則に基づき、傍聴人は私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁 じますので、よろしくお願いいたします。

協議事項1、調査報告書案について協議してまいります。

それでは、私のほうから、報告書案につきまして概要を説明いたしたいと思います。 概要全体については数ページにわたるために、総括を朗読させていただきたいと思い ます。

当委員会に調査を求められた2つの項目、1、新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑義に関する事項、2、玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案に関する事項などについて、それぞれ下記のとおり調査結果と併せて総括する。

1、新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑義に関する事項について。

佐々木市長と玉邑議員との入札参加要請事案に関して、佐々木市長、玉邑議員、清水組会長、清水組社長の4人の面談については、各証人の証言内容には整合しない部分が多々あるものの、佐々木市長、玉邑議員、清水組会長、清水組社長の4人が料理屋で会食をしたという点は一致しており、事実として認定できる。一般的な挨拶といった面談であるなら、市長室で行われるのが通常と考えられ、新ごみ焼却施設等整備を進めてい

る時期に、料理屋で市長および議員と公共事業を請け負う資格を有する建設業者が個別 に面談をするということは、政治倫理または社会通念に照らし相当ではない。

また、宴席は2時間余りに及んだと清水証人は証言しているところ、市長もこの点は 争ってはいない。そうすると、面談の場所、時間および酒席を伴う内容であったことに 鑑みれば、新ごみ焼却施設等整備に関する入札参加要請など、何らかの話が行われた可 能性があることは否定できないが、明確な事実認定には至らなかった。

また、佐々木市長からの下請要請事案について、令和3年11月29日月曜、正午前に、 清水組社長から佐々木市長に対して二度の電話を行い、その二度目の電話の際の会話を 清水組社長が録音しており、その反訳が記録として当委員会に提出されている。その内 容と市長の証言から、電話があったことは事実として認定できる。

ただ、佐々木市長からの下請要請が行われたかについて、清水組会長は、荏原環境プラント株式会社への下請要請が市長からあったという証言に対して、佐々木市長は、そのときにそのことについて要請したとか、お願いしたとか、そういうことではない。また、清水組から荏原環境プラント株式会社への下請要請があったと証言しており、それぞれに食い違いがある。また、11月29日に清水組社長から佐々木市長に対して下請要請の断りの電話を入れたとする際の録音(反訳書を含む)では、佐々木市長の発言は明確に聞き取れない。このことから、佐々木市長からの下請要請があったという明確な根拠が存在しないため、佐々木市長からの下請要請事案が行われたことについて、当委員会として合理的な認定はできない。

次に、入札事務の問題点については、各証人の証言および提出書類などから、定量化限度額の設定、地元企業の定義づけの変更、地元貢献金額割合5点の算定式の追記をはじめ、環境への配慮および文言等に関する入札公告書類中の変更作業が、公告直前まで組合事務局によって行われていたことが認められる。そのため、最終決定機関としての選定委員会内で十分な審議が行われていたとは認められない部分もある。

また、令和3年9月21日の第3回選定委員会で、修正などの最終確認は委員長に一任すると了承されたが、組合事務局が10月14日に行った委員長への修正箇所の説明については十分なものであったかどうか疑問である。しかし、入札公告書類の作成に当たり、組合には故意の情報漏えいの事実は特に認められず、問題は、事務遅延と説明不足以外にはなかったものと判断する。ただし、入札全般を俯瞰すれば、不透明な変更、満たしにくい要件も追加され(別紙2)、応札できる業者が限られたこと、それにより健全な競争性が失われて価格が高止まりする結果となったことに問題はある。

2、玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案に関する事項。

玉邑哲雄市議会議員と福原敏弘市議会議員および鯖江広域衛生施設組合事務局職員による他市町議員への働きかけ工作事案に関する事項について、まず、広域衛生施設組合議員でない玉邑哲雄鯖江市議会議員と福原敏弘鯖江市議会議員が、他の町議会議員1名と共に、および鯖江広域衛生組合管理職職員が新ごみ焼却施設等の建設工事の契約に係

る議案の経過説明として、令和4年8月15日に組合議員である池田町議会の岩崎昭一議員などを訪ねたことは、提出された記録、証言などにより事実であると当委員会は認定する。その組合議会に提出される議案の議決直前に、組合議員でない議員が組合職員を同行させ議案の経過説明を行った行為は、多数派工作の疑念が生じ、二元代表制としての議会の在り方を損なう。また、同組合職員が運転する公用車に当該議員を同乗させ同行した行為は、公務員としての倫理規程に抵触する可能性があると考えられる。

3、公正取引委員会近畿中国四国事務所に提出されたとされる文書について。

今回の調査の契機の一つともなった公正取引委員会近畿中国四国事務所に提出されたとされる文書について、文書作成者はその内容のほとんどが伝聞に基づくものと証言していること、作成者から作成協力者と名指しされた証人の一人は作成協力の事実はないと述べたこと、また、本調査で招致した証言者全員が、公正取引委員会からの調査はもとより、連絡もないと証言していることから、これまでにも、現在も、公正取引委員会の調査が行われているとは考えにくいなどの事情に鑑みれば、現時点で、当該文書内容の真実性および正確性を判断することは困難である。

提言。

当委員会として調査を求められた2つの項目については、前述のとおりである。

ただし、今回の新ごみ焼却施設等整備・運営事業は、極めて大型の公共事業であり、 その入札などの手続に入る前の時期に、当該組合の管理者と市、市議会議員、そして関係業者が密室となり得る料理屋で会食を行うことは、官製談合や官民癒着との疑いを招くおそれがある行為であり、市長や議員としては不適切である。

また、市議会議員の立場にあるものが、そうした時期に地元建設業者など関係業者らと、社会通念上、理解される以上に頻繁に飲食の機会を持っていたとすれば、それが口利きにつながっているとの疑念を持たれてもやむを得ない。

そして、議会に提出される議案の議決事前の時期に、議員が他の議員に対して、議員間だけでなく自治体(組合)職員を同行、同席させて議案の賛否などについての協議を行うこと、その際に職員が運転する公用車に議員を同乗させる行為は、公務員としての倫理規程に抵触する可能性がある。

したがって、本委員会は、今後このような事案が起こらないよう、下記のとおり調査 事項に対する再発防止策を提言する。

1、今後の行政事務に求める対応について。

1点目、特別職にある者が、社会通念上、市民の疑惑や不信を著しく招くおそれがある会食について、厳に慎むことを徹底されたい。

2点目、議会に提出される議案の議決直前の時期に、議員と職員が同行して議案の賛 否についての協議を行うこと、またはその疑惑や不信を招くようなことは行わないよう、 職員に周知徹底されたい。

3点目、入札事務において、組合職員にコンプライアンスの欠如が見られた。今後は、 社会規範に反することなく、公正公平を旨とし、行政事務に当たられたい。 2、議会の今後の対応について。

1点目、市民を代表する公選の議員であることを常に認識し、市民全体の奉仕者および代表者としての責任と自覚を持って行動することを改めて徹底すること。

2点目、市民の代表としての名誉と品格を損なう行為、またはその地位を利用して、 不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を慎み、議員としての責務を正しく認識し、議 会の一員としてその使命の達成に努めること。特に、社会通念上、市民の疑惑や不信を 著しく招くおそれのある会食については慎むこと。

最後にその他でございますけれども、本委員会が解散した後、今回の調査に関する事項については、本事件の事務所掌を鑑み、第一義的には、鯖江広域衛生施設組合議会の権限による組合の行政事務や管理監督の監視に委ねることとする。

以上でございます。

この内容につきまして、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 特にないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本件に関し、調査報告書案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 3 名)

○委員長(丹尾廣樹君) 可否同数であります。

同数となりました。ついては、鯖江市議会委員会条例第17条におきまして、可否同数 のときは委員長の決するところによるとございますので、私の意見を述べさせていただ きます。

長い時間かかって、これをまとめ上げたということでございます。その中で、3対3 という同数になったことについては、甚だ遺憾なことと考えております。

こういう中で、私の判断を求めるということになりましたけれども、私の持って立つ 部分につきましては、この内容につきましては、非常に苦しい決断ではありますけれど も、内容の一部不足ということもあり、不採択を選択いたします。

つきましては、本委員会としては、否決と決させていただきたいと思います。

また、今月24日開催の本会議において委員長報告をさせていただきますが、委員長報告につきましては、報告書に記載の総括部分等の朗読をもって報告とさせていただきますが、御異議ございませんでしょうか。

帰山委員。

- ○8番(帰山明朗君) 今、24日の本会議での報告のことを述べられましたが、総括の部分を述べられて、それが委員会の中で委員長判断も含めて否決であったことを報告されるということでしょうか。
- ○委員長(丹尾廣樹君) そうですね、はい。
- ○8番(帰山明朗君) 委員長、休憩をお願いします。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 休憩いたします。

休憩 午後6時29分 再開 午後6時30分

- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 再開します。
- ○8番(帰山明朗君) いろんな御意見があると思いますので、今、賛否が分かれた中で委員長が判断されたことについては、議会の仕組みとして尊重もしたいとは思いますけれども、1点、この報告書自体を否決されて、それが意味するところは、調査を継続されるということに等しいんだろうと僕自身は今考えています。

そうした中で、今後の調査に要する時間、そしてまた、今まで2回、調査経費について追加しておりますが、委員長にお尋ねしたいんですけれども、執行される委員長としてかかって、調査経費については、また今後、継続した調査をされるに当たってまだ十分なものが残っているのでしょうか。その点についても、予算も必要ですので、お尋ねしたいと思います。

- ○委員長(丹尾廣樹君) 予算につきましては、ほとんど枯渇の状態であろうと想像がつきます。ただし、これに修正を加えるという部分については、一部修正を加えることについては妥当な判断かなと私は思っておりますので、文言の追加というような形で再度報告させていただきたいなと、こんなふうに思っております。 帰山委員。
- ○8番(帰山明朗君) 委員会の進め方において確認したい部分がありますので。調査経費が枯渇している状況で、委員会を開いたりすれば議事録が必要です。そして、公的助言者がいたときの弁護士さんの費用も必要になります。今後、文言の追加にあっても、これまでの委員会のやり方を踏襲していくと考えると、やはり協議会を開く、もしくは委員会を開いて審査もする、その際に、必要な際には弁護士さんの助言を仰ぐというときに、やはり今委員長おっしゃられたように、経費が枯渇していれば予算が必要になると思いますが、委員長が今判断されていることは、追加予算をまた本会議の場で要請されるということですか。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 精査して、その部分についても必要ならばそういう形も取らざるを得ないなと、こんなふうに思っております。 帰山委員。
- ○8番(帰山明朗君) 既に一定の十分な時間と、各証人の方にも、そしてまた委員各位にも御協力をいただいたりお力添えをいただく中で、一定の協議、調査についてはできたと思っています。その上で導き出した今回の案でありますので、賛成させていただきましたけれども、今後、また経費が必要となるということに関しては、また調査に対しての経費を議会のほうに要請していくということになりますし、それについては委員会で決議して、また本会議で決議するということになります。その手続についても、本会議休会中はできなくなりますので、そうした中で、委員長の判断については総合的に疑問を持っているということは表明させていただきたいと思います。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 追って、各委員の方には、その後の予定につきましては、また

説明していきたいなと、こんなふうに思っております。

次の審議に入りたいと思います。

次に、協議事項の2に入るんですけれども、この部分については、記録の返還についての協議となっておりますけれども、これについての調査終了という部分がまだないという判断もありますので、この部分につきましては、一旦保留とさせていただきたいと思いますけれども、何かこの点につきましては、ほかに御意見ございますでしょうか。 帰山委員。

- ○8番(帰山明朗君) これは100条調査自体が極めて、50年ぶりのことでありますので、 手続上確認させていただきたいんですが、今日、委員会の中で否決された報告書案を本 会議の場では、委員会報告では否決でありますけれどもという形で報告されるというこ とは、本会議の場でもう一度決を採られるということを意味しているんでしょうか。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 当然そうなると思います。 林下委員。
- **〇1番(林下豊彦君)** 私もちょっと無知なので分からないんですが、ここで否決された ものをもう一度本会議で公表して、そこで決を採るという……。ここで一旦否決された ものというのは……。
- ○委員長(丹尾廣樹君) 当然内容の吟味と追加という部分がこの先に行われるものと思っていますし、そういう調査不足というような形の判断で反対された方のほうが多かったと思いますので、この報告書では足らないという部分だろうと思いますので、その点について精査していきたいなと、こんなふうに思います。
- **〇1番(林下豊彦君)** それは委員会を継続した後、委員会が賛成した者が出るまで報告 できないということではないんですか。
- **〇8番(帰山明朗君)** 委員長、1回休憩されて、この件については事務局と協議されて 確認されてはどうでしょうか。
- **〇委員長(丹尾廣樹君)** 休憩します。

休憩 午後6時36分 再開 午後6時39分

〇委員長(丹尾廣樹君) 再開します。

それでは、本日の案件は以上でございますけれども、ほかに何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇委員長(丹尾廣樹君) ほかにないようですので、これで本日の案件は以上でございますので、それでは、ここで閉会をしたいと思います。以上でございます。

閉会 午後6時40分